

令和6年度 新たに住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金及びこども加算のご案内

裏面もご覧ください⇒

国の物価高騰対策として、令和6年度新たに住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。加えて、同一世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合、児童1人あたり5万円を加算給付します。

次に該当する場合に支給対象となります（受給できるのは1回のみです）。

令和6年6月3日時点で嘉島町に住民登録がある世帯で、世帯全員が令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税の世帯（住民税所得割が課税されない世帯）が対象となります。

【注意！】対象外となる世帯

- ◎ 令和5年度住民税非課税世帯給付金（7万円）または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）をすでに受給された世帯。
（対象世帯には令和6年1月から順次給付しています。）
 - ◎ 他市区町村で同趣旨の給付金を受給された世帯
 - ◎ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方が含まれる世帯
- ※ 給付金の支給後、修正申告により令和6年度住民税所得割が課税されるようになった場合など、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきます。

今回の給付金の対象と思われる世帯には、嘉島町からお知らせが届きます
※ 令和6年7月中旬から順次発送します。

☆お知らせの中に「振込口座」が記載されている方

- ⇒ 手続きはいりません。記載の口座に給付金の振込を行います。
（※口座変更や受給拒否の場合のみ連絡ください）

☆お知らせの中に「振込口座名」の記載がない方

- ⇒ 届出用紙を同封しておりますので、口座番号等が分かるもの（通帳・キャッシュカードのコピー等）と本人確認証のコピーを同封して返送をお願いします。
（※こども加算のある方は、同じ口座に振り込みを行います。）

お問い合わせ

嘉島町役場 福祉課福祉係 **096-237-2576(直通)** 平日8:30~17:15

こちらは裏面です。

表面からのつづき

以下の世帯は申請が必要です。※申請期限 令和6年10月31日(木)

- ☆令和6年1月1日に嘉島町に住民登録がなかった方がいる世帯
⇒世帯全員が令和6年度住民税非課税または均等割のみが課税されている世帯であることを証する課税証明書を添付して申請してください（15歳以下の方は不要）。
※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。
※本町で課税状況を調査し、支給要件に該当することが分かればその都度お知らせします。
- ☆令和6年度（令和5年中）住民税未申告の方がいる世帯
⇒令和6年1月1日時点の住所地で税の申告を行い、支給要件に該当する場合に申請できます。

こども加算について（児童1人あたり5万円） （令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童への給付金）

令和6年6月3日時点で上記の世帯（令和6年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯）と同一世帯となっている18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童を扶養している場合、児童1人当たり5万円を加算給付します。手続きは不要です（非課税世帯等の給付金と併せて通知が届きます。）

- ☆お知らせの中に「対象児童」と「振込口座」が記載されていますのでご確認ください。
- ☆記載の世帯主さまの口座に給付金の振込を行います。
※振込先は、非課税世帯等給付金または均等割課税世帯給付金と同じ口座となります。
（※口座変更や受給拒否の場合は届け出が必要になります。）

以下の場合には申請が必要です。※申請期限 令和6年10月31日(木)

基準日（令和6年6月3日）以降に出生した児童や、基準日時点で別居だが扶養している児童も対象となります。（※ただし同じ児童が重複しての受給はできません。）
新たに対象となる児童がいる場合は別に申請が必要になります。申請期限は令和6年10月31日(木)となりますのでご注意ください。
※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。
※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、返還していただきます。
※令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯のこども加算について、新たに対象となる児童（出生など）の申請は、令和6年8月30日（金）までです。

お問い合わせ

嘉島町役場 福祉課福祉係 **096-237-2576(直通)** 平日8:30~17:15